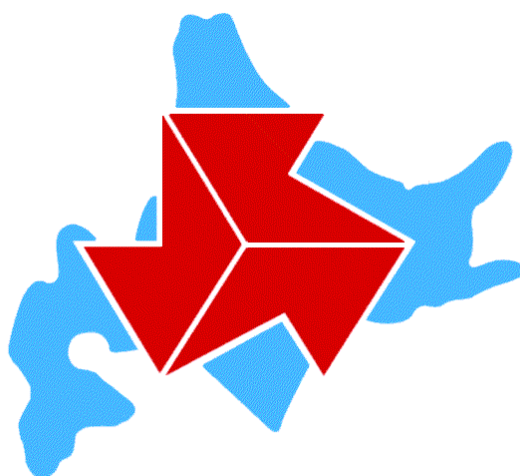


北海道高等学校体育連盟十勝支部

規 定 集

令和7年度版



北海道高等学校体育連盟十勝支部
事務局 北海道帯広柏葉高等学校

目 次

ページ

1	高体連十勝支部規約	1
2	高体連十勝支部専門部細則	3
3	高体連十勝支部事務局細則	4
4	高体連十勝支部表彰規定細則	5
5	高体連十勝支部旅費規程	6
6	主催大会要項 書式	7
7	共催大会要項 書式	9
8	高体連主催大会 参加状況・成績報告書 様式	10
9	全道当番校内諾依頼	11
10	全道当番校内諾書	12
11	当番校変更申出書（支部長宛）	13
12	当番校変更申出書（専門部長宛）	14
13	当番校代案伺	15
14	当番校代案内諾書	16
15	当番校代案決定報告書	17
16	主催2大会会計処理基準	18
	高体連主催大会決算報告書 様式	19
	高体連主催大会決算内訳書 様式	20
	高体連主催大会 審判・役員等旅費・報償費支給内訳書 様式	21
	高体連主催大会決算報告書 記入例	22
	高体連主催大会決算内訳書 記入例	23
17	転入生の大会参加許可願い	24
18	複数校による合同チームの申し合わせ	25
19	「合同チーム編成」手続きの流れ	26
20	合同チームの編成及び大会参加条件一覧	27
	様式1 合同チームによる大会参加申請書	29
	様式1-2 合同チーム登録選手名簿	30
	様式1-3 合同チーム練習計画書	31
	様式2 合同チームの大会参加について（上申）	32

平成15年 4月30日 一部追加
平成18年 4月28日 一部追加
平成20年12月 5日 一部追加
平成21年 4月23日 一部追加

高 体 連 十 勝 支 部 規 約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本支部を、北海道高等学校体育連盟（高体連）十勝支部と称する。
- 第 2 条 本支部の事務局を、支部長在任の学校に置く。
- 第 3 条 本支部は、高等学校における体育の健全な発達を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本支部は、十勝管内にある高体連加盟校をもって組織する。
- 第 5 条 本支部に次の専門部をおく。
陸上競技 バasketボール バレーボール 卓球 テニス ソフトテニス
バドミントン ソフトボール ハンドボール サッカー 柔道 剣道 弓道
登山 ラグビー スピードスケート フイギュア アイスホッケー
アーチェリー 空手道 体操 レスリング 水泳
※（スキー、相撲は事務局）
- 第 6 条 本支部は、第 3 条の目的達成のために、次の事業を行う。
(1) 高等学校生徒の諸体育大会の開催
(2) 学校体育に関する調査研究
(3) 競技力向上及び指導者養成に関する事項
(4) 関係諸機関、団体との連携協力に関する事項
(5) その他 本支部の目的達成に必要な事項

第 2 章 役 員

- 第 7 条 本支部に、次の役員を置く。
・支部長（1 名）・副支部長（1 名）・理事（各高等学校 2 名）
・指導者理事（2 名）・専門部長（各 1 名）
・専門委員長（道派遣専門委員 1 名）・専門委員（各若干名）
・評議委員（若干名）・監査（2 名）
- 第 8 条 支部長は、支部を代表し会務を統轄する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障があるときはこれを代行する。
3. 理事は、本支部の業務を審議処理する。
4. 指導者理事は、理事会及び評議委員会に参加し道高体連と連携をとる。
5. 専門部長は、専門部を代表し業務を統轄する。
6. 専門委員長は、専門部長を補佐し、専門部の業務を掌ると共に道専門部と連携をとる。
7. 専門委員は、専門委員長と協力し、関係競技の研究指導及び大会の企画運営にあたる。
8. 評議委員は、本支部の事業の運営を円滑にし、緊急を要する事項の審議をする
9. 監査は、会計を監査する。
- 第 9 条 支部長・副支部長は、総会で確認された輪番制によって決定される。
2. 理事は、加盟高等学校の校長と各高等学校の教員 1 名をもって充てる。
3. 指導者理事は、事務局長と次期事務局校から選出された 1 名をもって充てる。
4. 専門部長は、専門委員長が勤務する高等学校の校長をもって充てる。
5. 専門委員長と、専門委員は、専門部から選出し、支部長が委嘱する。
6. 専門部は、本支部で認められた競技種目の顧問をもって構成する。
7. 評議委員は、前期事務局長並びに市内校および市外校から若干名選出し、総会で決定する。
8. 監査は、総会で選出し決定する。
- 第 10 条 役員の任期は、原則として 2 ケ年とする。欠員補充によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

第11条 本支部の会議は、総会・理事会及び評議委員会とする。

2. 総会は、年1回以上開催する。
3. 理事会及び評議委員会は、必要に応じて開催する。
4. 会議は、支部長が招集する。

第12条 総会は、本支部の役員・体育教員・顧問をもって構成する。

2. 総会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1)事業計画 (2)予算及び決算 (3)役員の選出 (4)規約の改正
 - (5)各種大会当番校の決定 (6)その他必要と認める事項
3. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし可否同数の時は議長が決める。
4. 緊急な事項について総会が開く事が出来ない時は理事会が代行する。

第13条 理事会は、支部長・副支部長・理事・指導者理事・事務局長・事務局員をもって構成する。ただし支部長が必要と認めた専門部長及び専門委員長を加える事が出来る。

2. 理事会は本支部の運営について協議するとともに、第12条4項に基づき、緊急な事項を審議し決定する。
3. 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開催することが出来ない。

第14条 評議委員会は、支部長・副支部長・評議委員・指導者理事・事務局員をもって構成する。

2. 評議委員会は、第6条に定める事業の運営を円滑に進めるために、次の事項を審議する。
 - (1)会計予算案
 - (2)事業の企画運営等の方針
 - (3)大会開催に係る事項
 - (4)学校体育に関する研究及び指導に係る事項
 - (5)その他、緊急を要する事項

第4章 会 計

第15条 本支部の経理は、負担金及び参加料その他の収入をもってこれに当てる。

第16条 各校は、次に定める負担金を5月末までに納入すること。但し生徒数は5月1日現在とする。

- (1) 全日制課程 本部負担金 500円 支部負担金 270円
- (2) 定時制課程 本部負担金 100円 支部負担金 100円
- (3) 生徒一人につき 全日制課程 770円 定時制課程 200円と定める。

第17条 本支部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

1. 決算は監査を受けて総会の承認を得るものとする。

第5章 表 彰

第18条 本支部の表彰規定細則は別に定めるが、その内容は評議委員会で決議し、総会で報告する。

附 則

1. 本支部の運営に必要な細則は、総会の承認を得て支部長が定める。
2. 本支部規約は、昭和55年 4月 1日より施行する。

昭和63年12月 7日一部改正	平成13年 4月26日一部改正
平成 2年12月 7日一部改正	平成20年12月 5日一部改正
平成 3年 4月26日一部改正	平成23年12月 9日一部改正
平成 4年12月 2日一部改正	平成26年 5月 1日一部改正
平成 8年 5月 1日一部改正	令和 3年 4月27日一部改正
平成 8年12月11日一部改正	

高体連十勝支部専門部細則

高体連十勝支部規約附則の1により専門部細則を定める。

1. 業 務

各専門部は、当該競技について、次の業務を担当する。

- (1) 地区大会の企画、運営
- (2) 当番校並びに関連する競技団体との連絡調整
- (3) 専門部会の召集、運営
- (4) 競技に対する研修、普及、指導
- (5) 全道専門部との連絡
- (6) その他専門部長が必要と認めた事項

2. 役員とその選出

(1) 専 門 部 長

規約第9条4項により、専門委員長が勤務する校長があたり、専門部長は専門部を代表し、業務を総轄する。

(2) 専 門 委 員 長

専門部から選出され、専門部長を補佐し、専門部の業務を掌ると共に道専門部との連携を図る。

(3) 専 門 委 員

専門部から選出され、専門委員長と協力し、関係競技の研修・普及・指導及び大会の企画、運営を掌る。

3. 事 務 局

専門部長の勤務する学校に事務局を置く。

4. 会 議

専門部会は、年一回以上開催する。

5. 旅 費

専門委員長並びに専門委員の旅費は、道専門部及び十勝支部の旅費規定によって支給される。

- (1) 旅費は本部・支部から1回ずつ支給される。
- (2) 1回のみの会議出席の場合、本部から支給される旅費は支部会計に全額払い戻す。

6. そ の 他

- (1) この細則は総会の承認を得て改正することができる。
- (2) 平成 4年12月2日より施行。
平成 8年12月11日一部改正。
平成26年 5月 1日一部改正

高体連十勝支部事務局細則

高体連十勝支部規約附則の1により事務局細則を定め、本支部の目的遂行のための一切の事務を処理する。

1. 事務処理

本事務局に庶務・研究・会計の各係をおき、次の事項について事務を処理する。

(1) 庶務係

- ア. 公印管理に関すること。
- イ. 道高体連、専門部及び関係諸機関との連絡、調整に関すること。
- ウ. 文書等收受、処理発送、整理、保管、処分等に関すること。
- エ. 記録に関すること。（諸会議の議事録、行事の記録等）
- オ. その他庶務に関すること。

(2) 研究係

- ア. 本連盟研究部との連絡調整に関すること。
- イ. 本連盟機関誌編集委員会との連絡調整に関すること。
- ウ. 刊行物（機関誌）の編集、発行に関すること。
- エ. 資料の収集、整理、保管に関すること。
- オ. その他編集、研究に関すること。

(3) 会計係

- ア. 予算に関すること。
- イ. 収入、支出に関すること。
- ウ. その他会計に関すること。

2. 事務局員と事務分担

(1) 本連盟事務局に会長が委嘱した次の局員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| ア. 事務局長 | 1名 |
| イ. 事務局次長 | 1名 |
| ウ. 庶務係 | 若干名 |
| エ. 研究係 | 若干名 |
| オ. 会計係 | 若干名 |

(2) 事務局長は、事務局を統轄する。

(3) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務処理を掌る。

3. その他

(1) この細則は総会の承認により改正することができる。

(2) 平成4年12月2日より施行する。

高体連十勝支部表彰規定細則

1 目 的

北海道高等学校体育連盟十勝支部の普及・振興に功績があった者、及び部活動指導者として優秀な成績を収めた者に対し表彰を行い、本支部の振興・発展に資することを目的とする。

2 推薦基準

(1) 功労者の表彰

ア 支部の普及・振興に顕著な功績があった者。（通算して10年以上、高体連十勝支部役員の職にあった者）

イ その他、特に功績のあった者。

(2) 優秀指導者の表彰

ア 高体連主催の全国大会で、団体種目3位以上の成績を収めた指導者を表彰する。

イ 高体連主催の全国大会で、個人種目3位以上の成績を収めた指導者を表彰する。
ただし、受賞は1度に限る。

ウ 団体、個人ともに表彰対象になった場合には団体表彰を優先する。

3 申請手続きおよび決定

ア 表彰候補者推薦は当該学校長または専門部が毎年3月上旬までに事務局に推薦する。

イ 表彰者の選考は評議委員会があたり、総会に報告する。

4 表彰の内容

ア 功労者への表彰は秋季総会において行い、表彰状を贈呈する。

イ 優秀指導者への表彰は、種目ごとに高体連十勝支部大会開会式において行い、表彰状を贈呈する。

5 経 費

ア 経費については予備費より支出する。

イ 被表彰者への旅費等は支給しない。

6 その他

ア この細則は総会の承認により改正することができる。

平成 8 年 1 0 月 1 7 日 施 行

平成 2 5 年 4 月 2 5 日 一部改正

高体連十勝支部旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道高等学校体育連盟十勝支部の出張旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(出張経路及び旅費計算)

第2条 旅費は、最も合理的で経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、天災その他やむを得ない事情により通常の経路によれない場合は、現に利用した経路及び方法により計算する。

(他の機関からの支給)

第3条 他から旅費を支給され、その額がこの規程より少額の場合は、その不足分をこの規定により支給する。

(旅費の支給範囲)

第4条 旅費は、次の場合に支給する。
(1) 北海道高等学校体育連盟各専門部が開催する会議（年度毎各1回に限る）
(2) 北海道高等学校体育連盟十勝支部が加盟する諸団体の会議
(3) その他北海道高等学校体育連盟十勝支部長が認めたもの

(旅費区分)

第4条 旅費は、次の各号に定めるところにより区分する。
(1) 運賃（鉄道賃・バス賃・車賃）
(2) 旅行雑費
(3) 宿泊料
(4) 宿泊雑費

(運賃)

第5条 運賃は、次の各号に定めるところにより支給する。
(1) 鉄道賃
旅客運賃により支給する。ただし、片道50km以上となる場合は、特別急行料金及び座席指定料金を加算する。また、この規定を満たす割引運賃等がある場合は、その金額とする。
(2) バス賃
出発地及び到着地または出張先が鉄道駅の存在しない市町村である場合、旅客運賃により支給する。
(3) 車賃
公共交通機関を利用することが著しく困難で、自家用車等により出張した場合、1kmあたり37円の定額として支給する。

(旅行雑費)

第6条 旅行雑費は、1日あたり1,100円の定額として支給する。ただし、往復100km未満の日帰り旅行、往復100km以上で自家用車のみを使用する日帰り旅行の場合は支給しない。

(宿泊料)

第7条 宿泊料は、1泊あたり9,800円の定額として支給する。ただし、出発地及び到着地を概ね午前7時に出発し、午後10時に到着できる場合には宿泊料を支給しない。

(宿泊雑費)

第8条 宿泊雑費は、1泊あたり1,100円の定額として支給する。

(他の規定の準用)

第9条 この規程に定めのない事項は、北海道職員等の旅費に関する条例の規定を準用する。

付 則

- 1 この規程は、総会の承認を経て改正することができる。
- 2 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

(主催大会要項 書式)

令和	年度		
第	回	北海道高等学校	選手権大会
			開催要項
十	勝	支	部
大 会			

主 催 北海道高等学校体育連盟十勝支部
(連盟・協会の取扱いは、主催・後援で)

後 援
当番校 北海道 高等学校 TEL
〒 住所

1 期 日 令和 年 月 日 () ・ 日 () ・ 日 ()

< 記入例 >

月	日 ()	8:30	審 判 会 議
		9:00	監督主将会議
		10:00	開 会 式
		10:30	競 技 開 始
月	日 ()	9:30	競 技 開 始
月	日 ()	9:30	競 技 開 始
		13:00	閉 会 式

2 会 場

(1) 会議 (住所 電話)
(2) 競技会場 (住所 電話)

3 種 目 (種目のある競技のみ)

4 競技規則 年度 競技連盟・協会規則による。

5 参加資格

- (1) 北海道高等学校体育連盟に加盟している高等学校の生徒であること。
- ※ (2) 協会・連盟登録チーム
- (3) 年齢は4月2日を起算とし19歳未満の者。但し、出場は同一競技3回までとし(平成10年度より)、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) 令和 年 月 日以降の転学者は参加させない。(外国人留学生もこれに準ずる)但し、一家転住等やむを得ない場合は、支部長の許可があればこの限りでない。
- ※ (5) チーム編成においては、全日制・定時制・通信制の混成は認めない。
(制限している種目のみ)
- (6) 参加する生徒はあらかじめ健康診断を受け、学校長が支障ないと判断した者とする。
- (7) 高体連主催大会参加者災害補償制度に加入した者、または加入意志のある者。
- (8) その他、競技により必要な資格。

- 6 チームの編成等 (チームの指定・人数の制限 等)
- 7 競技方法 (試合形式・試合時間・使用球 等)
- 8 参加申込
(1) 申込方法
(2) 申込場所
(3) 申込期日 月 日 まで必着のこと
- 9 参加上の注意
(各種目運営上・必要なことがら)
- 10 参加料
- 11 表彰等
(1) 表 彰
団体 位まで
個人 位まで

(2) 全道大会出場資格
団体 チーム
個人 名
- 12 監督主将会議
(1) 期 日 令和 年 月 日 時～
(2) 会 場
※ 出場できない 是、当番校に委任状を提出すること。
- 13 その他 (宿泊等)

(共催大会要項 書式)

令和	年度	
第	回	全十勝高校
		大会
		開催要項
兼	第	回
		大会

主 催 協会・連盟

主 催 北海道高等学校体育連盟十勝支部

後 援

下記の順を例に、種目ごとに必要に応じて作成する。

- 1 期 日
- 2 会 場
- 3 競 技 規 則
- 4 参 加 資 格
- 5 参 加 制 限
- 6 競 技 方 法
- 7 参 加 申 込
- 8 参加上の注意
- 9 参 加 料
- 10 表 彰
- 11 そ の 他 (災害補償制度適応大会であればイ表の提出)

高体連主催大会 参加状況・成績報告書

(支部大会) ・ (新人大会等) どちらかを  で囲む

高等学校

記載者 _____

競技種目						
大会名 (正式名称)						
開催期日						
会 場						
参加校数	男子	校	女子	校	合計	校
参加人数	男子	名	女子	名	合計	名
成 績		第 1 位	第 2 位	第 3 位		
団 体	男子					
	女子					
個人戦等 種目の多い競技は別紙添付	男子					
	女子					
備 考						

※添付書類 成績記入済みプログラム 1 部 (大会終了後 1 ヶ月以内に提出)

〇〇〇〇高等学校長 様

北海道高等学校体育連盟十勝支部
支部長 〇 〇 〇 〇 印

十勝支部開催全道高校体育大会当番校について(依頼)

北海道高等学校体育連盟当該専門部より、標記当番校について貴校を候補とする旨報告をいただきました。

つきましては、下記の大会を運営いただく当番校は貴校でよろしいかご検討をいただき、別紙報告書にて、〇〇月末日までにご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 競技種目 〇〇〇〇
- 2 開催年度 令和〇〇年度
- 3 送付書類
 - (1) 全道高校体育大会〇〇〇〇競技当番校について(依頼) 【写し】
 - (2) 全道高校体育大会当番校の内諾について(報告)

以 上

北海道高等学校体育連盟十勝支部長 様

〇〇〇〇高等学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

全道高校体育大会当番校の内諾について(報告)

北海道高等学校体育連盟十勝支部より、令和〇〇年〇〇月〇〇日付文書で提示のありました全道高校体育大会の次の競技・年度の開催について、校内で検討しお引き受けすることとなりましたので報告いたします。

記

- 1 競技種目 〇〇〇〇
- 2 開催年度 令和〇〇年度

以 上

北海道高等学校体育連盟十勝支部長 様

〇〇〇〇高等学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

高体連十勝支部大会当番校変更について(お願い)

このことについて、次の競技・年度の当番校業務を本校で行うことは難しくなりましたので、当番校の変更についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 競技種目 〇〇〇〇
- 2 開催年度 令和〇〇年度
- 3 当番校を変更いただく理由

以 上

北海道高等学校体育連盟十勝支部
〇〇〇〇専門部長 様

〇〇〇〇高等学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

高体連十勝支部大会当番校変更について(お願い)

このことについて、次の競技・年度の当番校業務を本校で行うことは難しくなりましたので、当番校の変更についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 競技種目 〇〇〇〇
- 2 開催年度 令和〇〇年度
- 3 当番校を変更いただく理由

以 上

〇〇〇〇高等学校長 様

北海道高等学校体育連盟十勝支部
〇〇〇〇専門部長 〇 〇 〇 〇 印

高体連十勝支部大会当番校について(依頼)

令和〇〇年度の高体連十勝支部〇〇〇〇競技大会の当番校は、〇〇〇〇高等学校が担当することになっていましたが、諸般の事情により担当できなくなりました。

つきましては、令和〇〇年度の高体連十勝支部〇〇〇〇競技大会の当番校を貴校にお願いし
たくお伺いします。

北海道高等学校体育連盟十勝支部
〇〇〇〇専門部長 様

〇〇〇〇高等学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

高体連十勝支部大会当番校の内諾について(報告)

北海道高等学校体育連盟十勝支部〇〇〇〇専門部より、令和〇〇年〇〇月〇〇日付文書で伺いのありました次の競技・年度の当番校について、校内で検討しお引き受けすることとなりましたので報告いたします。

記

- 1 競技種目 〇〇〇〇
- 2 開催年度 令和〇〇年度

以 上

北海道高等学校体育連盟十勝支部長 様

北海道高等学校体育連盟十勝支部
〇〇〇〇専門部長 〇 〇 〇 〇 印

高体連十勝支部大会当番校変更について(報告)

令和〇〇年度の高体連十勝支部〇〇〇〇競技大会の当番校の変更について、〇〇〇〇高等学校と協議した結果、お引き受けいただきましたので報告いたします。

記

- 1 競 技 種 目 〇〇〇〇
- 2 令和〇〇年度当番校
 (当初予定当番校) (開催予定当番校)
 〇〇〇〇高等学校 → 〇〇〇〇高等学校

以 上

主催2大会 会計処理基準

令和7年4月1日

- 1 当番校会計の科目は、次のとおりとする。

収 入

大会参加料	大会参加者から徴収した参加料
補助金	高体連十勝支部からの補助金（支部・新人）
支部大会繰越金	支部大会の残金を繰り越して使用する場合に標記 （新人大会に繰り越し）
当番校負担金	当番校の負担金
寄付金	公共団体からの交付金、各競技団体等からの助成金
広告料	商社、団体等からの広告料
雑収入	預金利息等

支 出

印刷費	大会要項、プログラム等の印刷代
通信運搬費	郵便料、電話料、荷物、用具等の運搬費
消耗品費	競技用消耗品、事務用消耗品、医薬品他消耗品経費
会議費	各種会議の会場費等
報償費	表彰費、医師・看護師、競技団体への謝礼金、審判員への手当等
旅費	役員・補助員等の旅費、交通費、補助生徒の交通費
食糧費	弁当代、食事代、食料品、飲料代等
使用料・借上料	会場・設備等の使用料、事務用機器、自動車等の借上料金

- 2 決算報告は、大会終了後1カ月以内に、次の書類を提出する。

- (1) 令和〇〇年度 高体連主催大会決算報告書（別紙様式）
- (2) 令和〇〇年度 高体連主催大会決算内訳書（別紙様式）
- (3) 証憑書類（任意様式）

- 3 **高体連主催2大会（支部・新人）の残金は、2大会終了後に返金する。**

- (1) 支部大会および新人大会等の事業報告・決算報告はその都度行う。（現行のまま）
- (2) 支部大会の残金は返金せず、2大会終了後に、2大会の残金計を返金する。
これまで通りその都度返金してもよい
- (3) 支部大会の残金は専門部の責任で管理し、予算オーバー等のないように2大会を見据えて運用する。なお、当番校が支部大会の会計を担う場合は、専門部に大会残金を戻すこと。
- (4) 残金の返金については補助金以内とし、補助金以上の返金はしない。
- (5) 極力0決算は避け、残金は返金すること。
- (6) 予算オーバーの場合は、大会運営費（補助金）返金額の中から補填する。
- (7) 返金に要する振込手数料は、差引残高の合計欄に「摘要」に表記する。

※ 補助金は、専門部および当番校より申請して下さい。「口座振替申出書」を事務局まで（連盟・協会が主管する場合も同様）

※ 補助金2回分については、支部大会前に1回にまとめて申請（支給）することを可とする。
なお、これまでどおり2回に分けて申請しても構わない。

但し、補助金2回分受け取り後に、2回目（新人大会等）の大会が中止になった場合は、2回目大会分の補助金は返金しなければならない。従って、実施できない可能性がある場合は、2回目補助金分の残金は残しておくか、これまで通り2回に分けて補助金の申請をするか専門部で確認する。

- 4 審判員等役員への支弁は、1試合あたりの謝礼等は「報償費」、交通費は「旅費」とする。
旅費・報償費の証憑書類は、「高体連主催大会審判・役員等旅費・報償費支給内訳書」による。
- 5 代金の支払いは、業者等から納品書または請求書を徴し、支払い後は領収書を徴する。
領収書の宛名は「令和〇〇年度 △△競技当番校」とする。
- 6 諸会議（監督会議等）には、飲物・菓子類は出さない。
- 7 **弁当は飲料代を含めて800円以内（税込）とし、必要最低限無駄のないようにする。**
- 8 持ち寄って使用できるもの（ボール等）は各校で協力する。
- 9 プログラムの印刷は、自校の印刷機を使用することを原則とする。
- 10 開会式のプラカード係は、各チームの選手が行う。
- 11 大会に関わる反省会の支出は行わない。
- 12 消耗品的なもの以外の用具・器具の支出をできるだけ避ける。

(高体連主催大会決算内訳書 様式)

令和 年度高体連主催大会決算報告書

種 目 ○○○○

支部大会・新人大会等

大会期間 月 日～ 月 日

<収入>

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 △ 減	摘 要
大会参加料				
補助金				
支部大会繰越金				
当番校負担金				
寄付金				
広告料				
雑収入				
合 計				

<支出>

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 △ 減	摘 要
印刷費				
通信運搬費				
消耗品費				
会議費				
報償費				
旅 費				
食料費				
使用料・借上料				
合 計				

<差引>

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 △ 減	摘 要
収入総額				
支出総額				
差引残高				

内訳書、証憑書類とともに以上のとおり報告します。

当番校 _____ 高等学校

校 長 _____ 印

(高体連主催大会決算内訳書 様式)

令和 年度 高体連主催大会決算内訳書

種目 ○○○○ (支部大会 ・ 新人大会 等)

<収入> (単位：円)

科 目	決 算 額	内 訳
大 会 参 加 料		
補 助 金		
支 部 大 会 繰 越 金		
当 番 校 負 担 金		
寄 付 金		
広 告 料		
雑 収 入		
合 計		

<支出> (単位：円)

科 目	決 算 額	内 訳
印 刷 費		
通 信 運 搬 費		
消 耗 品 費		
会 議 費		
報 償 費		
旅 費		
食 料 費		
使用料・借上料		
合 計		

<差引> (単位：円)

科 目	決 算 額	摘 要
収 入 総 額		
支 出 総 額		
差 引 残 高		

(高体連主催大会 審判・役員等旅費・報償費支給内訳書 様式)

高体連主催大会 審判・役員等旅費・報償費支給内訳書

No.	役 職 等	氏 名	住 所	旅 費								報 償 費		合 計 円	領収印 または サイン	月日
				交 通 費		旅 行 雑 費		宿 泊 費		宿 泊 雑 費		謝 礼				
				日	単 価	日	単 価	泊	単 価	泊	単 価		単 価			
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
																/
合 計																

(高体連主催大会決算報告書 記入例)

令和 年度 高体連主催大会決算報告書

種目

〇〇〇〇〇

支部大会・新人大会等

大会期間

5月23日～5月25日

<収入>

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
大会参加料	500,000	492,400	△ 7,600	
補助金	150,000	150,000	0	支部・新人分
支部大会繰越金	0	0	0	
当番校負担金	0	0	0	
寄付金	10,000	10,000	0	十勝〇〇連盟補助金
広告料	0	0	0	
雑収入	30,000	17,000	△ 13,000	プログラム販売
合計	690,000	669,400	△ 20,600	

<支出>

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
印刷費	120,000	120,750	750	プログラム印刷代
通信運搬費	10,000	9,280	△ 720	郵券
消耗品費	50,000	68,887	18,887	事務用品、ボール、薬品他
会議費	0	0	0	
報償費	20,000	20,160	160	メダル
旅費	200,000	186,000	△ 14,000	審判員・補助員交通費
食糧費	210,000	189,000	△ 21,000	昼食・お茶
使用料・借上料	80,000	65,580	△ 14,420	会場使用料・トラック借上料
合計	690,000	659,657	△ 30,343	

<差引>

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増 減	摘要
収入総額	690,000	669,400	△ 20,600	
支出総額	690,000	659,657	△ 30,343	
差引残高	0	9,743	9,743	新人大会に繰り越し

内訳書、証憑書類とともに以上のとおり報告します。

当番校 △△△△高等学校

校 長 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 印

令和 年度 高体連主催大会決算内訳書

種目 ○○○○ (支部大会 ・ 新人大会 等)

<収入>

(単位:円)

科 目	決算額	内 訳
大 会 参 加 料	492,400	団体 @15,000×22 チーム 個人@800×203 名
補 助 金	150,000	支部・新人分 150,000 円
支 部 大 会 繰 越 金	0	
当 番 校 負 担	0	
寄 付 金	10,000	十勝○○連盟補助金 10,000 円
広 告 料	0	
雑 収 入	17,000	プログラム販売 @500×34 部
合 計	669,400	

<支出>

(単位:円)

科 目	決算額	内 訳
印 刷 費	120,750	プログラム印刷代@115×1,000 部×1.05=120,750 円
通 信 運 搬 費	9,280	郵券@80×80=6,400 円 @120×24=2,160 円
消 耗 品 費	68,887	更紙@750×40=30,000 円 コピー用紙@500×9=4,500 円 コミ袋@88×23=2,024 文房具 7,225 円 ホール@5,000 円×3 ローフ@2,469 円 薬品代 7,659 円
会 議 費	0	
報 償 費	20,160	メダル@840×23=20,160 円
旅 費	186,000	審判・補助員交通費@1,000×52 名×3 日=156,000 円 @500×20 名×3 日=30,000 円
食 糧 費	189,000	昼食@600×98×3 日=176,400 円 お茶@105×120=12,600 円
使用料・借上料	65,580	会場使用料@11,360×3 日=34,080 円 トラック借上料@15,750×2 日=31,500 円
合 計	659,657	

<差引>

(単位:円)

科 目	決算額	摘 要
収 入 総 額	669,400	
支 出 総 額	659,657	
差 引 残 高	9,743	※支部大会の場合→ 新人大会に繰り越し ※新人大会→ 高体連十勝支部事務局へ返金(9,323 円 振込手数料 420 円)

令和 年 月 日

北海道高等学校体育連盟十勝支部長 様

高等学校長

印

転入生の高体連大会参加の許可について

このことについて、下記の生徒の高体連大会の参加を許可願います。

記

1 生徒氏名・学年 第 学年

2 参 加 種 目

3 転 入 年 月 日 令和 年 月 日 付

4 事 由

(1) 一 家 転 住

(2) その他の事由

複数校による合同チーム編成（北海道）の申し合せ

北海道高等学校体育連盟

1 対象種目

水球、バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、ハンドボール
サッカー、ホッケー、登山、ラグビー、フットボール、駅伝競走、アイスホッケー
とする。（但し、駅伝競走・登山は全道大会までとする。）

2 編成の条件

- (1) 各学校において、部活動として認められていること。
(部活動がない、または同好会や地域活動等において、学校が了承し活動している場合は、学校長の責任で許可してもよい。)
- (2) 単独チームでの参加が、いずれの学校とも困難であること。
- (3) 学校が同一支部内にあり地理的に近隣していること。
(但し、支部内で合同チームの編成が困難な場合は別途審議する。)
- (4) 合同チームによる練習が、計画的・継続的に実施されていること。
- (5) 合同チームによる大会参加が、各校の校長に認められていること。
- (6) 各校の教員が引率し代表責任者を決定しておくこと。

3 手続き

- (1) 合同チームで大会に参加しようとする学校の校長は、支部専門部と協議し
様式1、1-2、1-3により支部長に申請する。
申請日は、4月15日から各大会の申し込み締切日の2週間前とする。
- (2) 支部長は大会参加条件が満たされていることを確認し、様式2により道専門
部長に申請の上申をする。
- (3) 道専門部長は大会参加条件が満たされていることを確認し、参加承認を様式
3により支部長を経て各学校長に通知するとともに、様式4により道高体連会
長に報告する。
- (4) 手続きが必要な大会は、高体連十勝支部主催・共催大会とする。

4 その他

チーム名・ユニフォームについては、専門部ガイドラインに従うものとする。

平成 15 年 2 月 24 日	理事会定
平成 17 年 11 月 25 日	一部改正
平成 21 年 4 月 27 日	一部改正
令和 2 年 11 月 13 日	一部改正
令和 5 年 2 月 24 日	一部改正

「合同チーム編成」 手続きの流れ

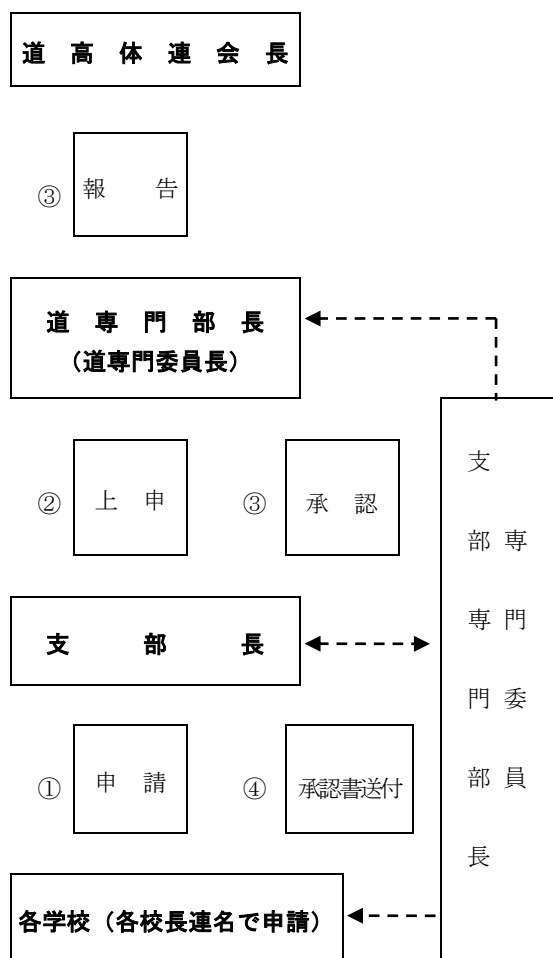
[事前協議]

- ・ 合同チームにより大会に参加しようとする学校は、大会参加について支部専門部長と協議する。支部に当該種目の専門部がない場合は、道専門部長と協議する。
- ・ 支部専門部長は、合同チームの大会参加条件が満たされていることが確認された場合、申請書提出に先がけて支部長および道専門部長と協議する。支部に当該種目の専門部がない場合は、道専門部長が支部長と協議する。

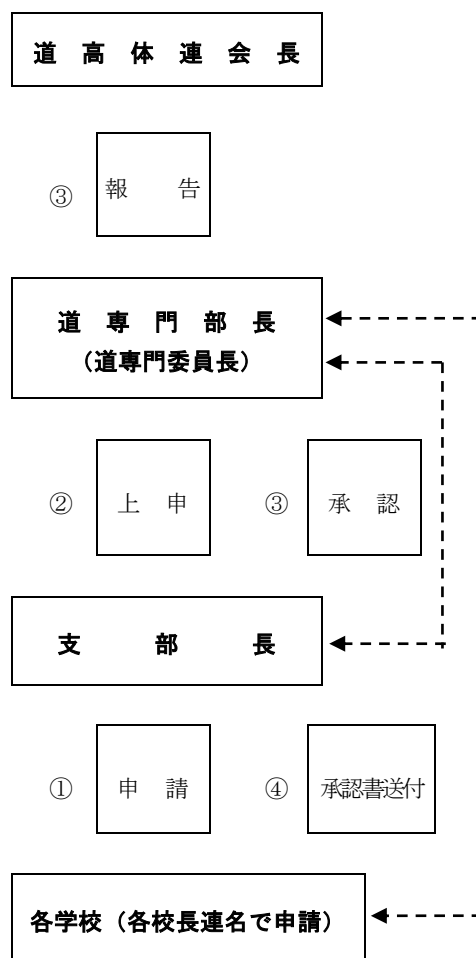
[申請手続き]

- ① 当該学校の校長は、様式1・様式1-2・様式1-3の申請書を支部長に提出する。
申請期日は、当該年度の4月15日から、各種目申込締切日の2週間前までとする。
- ② 支部長は大会参加条件が満たされていることを確認し、ただちに、様式2により道専門部長に上申をする。
- ③ 道専門部長は大会参加条件が満たされていることを確認し、様式3の承認書を支部長に送付するとともに、様式4により道高体連会長に報告する。
- ④ 支部長は専門部長からの承認書を各学校に送付するとともに、承認書の写しを保管する。

《支部に専門部がある場合》



《支部に専門部がない場合》



①～④所定の様式による手続き

事前協議

複数校による合同チームの編成及び大会参加条件一覧

	競 技 種 目	合同チームを編成できる それぞれのチームの人数	編成する学校数	ベンチの人数	支部大会出場校数の 取り扱い
1	バスケットボール	5 人未満	2 校以上	大会基準	1 校として取り扱う
2	バレーボール	6 人未満	2 校以上	大会基準	1 校として取り扱う
3	ソフトボール	9 人未満	2 校以上	大会基準	1 校として取り扱う
4	ハンドボール	7 人未満	4 校まで	大会基準	1 校として取り扱う
5	ラグビー	1 5 人未満	2 校以上	大会基準	1 校として取り扱う
6	登山	4 人未満	2 校以上	大会基準	1 校として取り扱う
7	サッカー	1 1 人未満	2 校以上	大会基準	出場校数としては カウントしない
8	アイスホッケー	1 2 人未満	2 校以上	大会基準	1 校として取り扱う
9	ホッケー	認めない			

	その他の条件	全道大会への参加	全道大会の組み合わせ	全国への出場校決定
1	それぞれのチームで協会登録をしていること	認める	通常の支部代表として扱う	合同チームが2位以内のときは、ベスト4のチームから順位を繰り上げる
2	それぞれのチームで協会登録をしていること	認める	通常の支部代表として扱う	合同チームが2位以内のときは、ベスト4のチームから順位を繰り上げる
3	それぞれのチームで協会登録をしていること ユニフォームの不揃いを認める	認める	通常の支部代表として扱う	合同チームが優勝した場合、準優勝チームが出場する
4	それぞれのチームで協会登録をしていること	認める	通常の支部代表として扱う トーナメント	合同チームが優勝した場合、準優勝チームが出場する
5	それぞれのチームで協会登録をしていること	認める	通常の支部代表として扱う トーナメント	合同チームが優勝した場合、準優勝チームが出場する
6	登山岳連盟に登録をしていること	認める	通常の支部代表として扱う	合同チームの順位はつけない (得点のみ表示する)
7	チームとともに個人でも協会登録をしていること	認めない (支部大会は認める)	なし	なし
8	チームとともに個人でも連盟登録をしていること	認める	通常の支部代表として扱う	合同チームがベスト8に入った場合は、2回戦で合同チームに敗退したチームが出場する
9				

(様式1)

令和 年 月 日

北海道高等学校体育連盟
() 専門部長 様

高等学校長 印

高等学校長 印

高等学校長 印

合同チームによる大会参加申請書

令和 () 年度北海道高等学校選手権大会に、合同チームを編成して下記の種目に参加したいと思いますので、別紙書類を添付し、申請いたします。

記

1 種 目 名

2 チーム名

3 添付書類

(1) 合同チーム登録選手名簿

(2) 合同チーム練習計画書

(3) 大会要項 (FAX可。間に合わない場合は後日送付)

(支部大会申込締切日の2週間前まで)

合同チーム登録選手名簿

種目名 () チーム名 ()

高等学校			高等学校			高等学校		
顧問名			顧問名			顧問名		
引率責任者			引率責任者			引率責任者		
No.	選 手 名	学 年	No.	選 手 名	学 年	No.	選 手 名	学 年
1		年	1		年	1		年
2		年	2		年	2		年
3		年	3		年	3		年
4		年	4		年	4		年
5		年	5		年	5		年
6		年	6		年	6		年
7		年	7		年	7		年
8		年	8		年	8		年
9		年	9		年	9		年
10		年	10		年	10		年
11		年	11		年	11		年

※ 代表責任者名に◎印を付けてください

(様式 1 - 3)

合同チーム練習計画書

高等学校顧問 印

高等学校顧問 印

高等学校顧問 印

1 種 目 名

2 チーム名

3 練習計画

期 日	会 場	時 間	指導責任者氏名
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	
月 日 ()		～	

(様式2)

令和 年 月 日

北海道高等学校体育連盟
() 専門部長 様

北海道高等学校体育連盟
() 支部長

印

合同チームの大会参加について(上申)

下記の高等学校から合同チームの大会参加申請があり、条件を満たしていると判断いたしましたので、大会への参加をご承認くださるよう上申いたします。

記

1 学 校 名

高等学校

高等学校

高等学校

2 チーム名

3 添付書類

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 合同チーム参加申請書(様式1) | 写し |
| (2) 登録選手名簿(様式1-2) | 写し |
| (3) 練習計画書(様式1-3) | 写し |
| (4) 大会要項(FAX可。間に合わない時は後日送付) | |